

研究通信

No. 170

刊会局学大之
研究会
村落社会務學院皓
西原1番町1-155
西鳥市上ヶ原
西宮市 0798-53-6111
(内線5314)

第四〇回村落社会研究会大会プログラム

第一日（一〇月二九日）午前九時開会

自由報告（報告二〇分、質疑五分）

①池岡義孝（九：〇〇—九：二五）

「漁師のライフコースのコーホート間比較」

②後藤紀章（九：二五—九：五〇）

「山間集落における家族・地域生活の変容と連続性」

③小林和美（九：五〇—一〇：一五）

「水利組織と村落構造」

④高橋明善・渥美剛・築山秀夫（一〇：一五—一〇：四〇）

「水田村落の解体と混住村落の形成」

休息（一〇：四〇—一〇：五五）

⑤玉里恵美子（一〇：五五—一：一〇）

「兼業深化地域における農地貸借関係」

⑥徳野貞雄（一一：一〇—一一：四五）

「合鴨水稻同時作運動の展開と意義」

⑦野崎敏郎（一一：四五—一二：一〇）
「日本の社会関係とゲマインシャフト」

⑧酒井出（一一：一〇—一一：三五）
「日・タイ事例村落における村落統合様式の比較考察」

昼食 一一：四〇—一二：四〇（運営委員会）

⑨三溝博之（一三：四〇—一四：〇〇）
「中村共同体論と村落研究」

⑩長谷部弘（一四：〇〇—一四：一〇）
「有賀同族團論と歴史学研究」

⑪国方敬司（一四：二〇—一四：四〇）
「イギリスにおけるムラの形成と領主支配」

⑫長嶋武敏（一四：四〇—一五：〇〇）
「イギリス中世の村落共同体」

⑬⑭⑯の共同質疑（一五：〇〇—一五：一〇）
休息（一五：二〇—一五：四〇）

⑮内藤莞爾（一五：四〇—一六：一〇）
特別報告

「再相続の話」

総会（一六：二〇—一八：一〇）

懇親会（一八：四五—）

第二日（一〇月三〇日）午前八時三〇分開会

課題報告（三〇分、質疑一〇分）

日本農業・農村研究の課題を求めて

——家族経営危機の国際比較・環境問題・農業危機・集落機能の接

点としての家族経営危機

〈司会〉 磯辺俊彦、細谷昂、橋本和幸。

河村能夫（八：三〇—八：四〇）

「共通課題題旨説明」

池上甲一（八：四〇—九：一〇）

「日本の家族経営の、危機」と集落農業——京都府中山間地域を事例として——

加藤光一（九：二〇—一〇：〇〇）

「東北圏内地方の農家・韓国全羅北道の農家」

チョン・キ・ファン（一〇：〇〇—一：〇〇、通訳時間を含む）

「農家人口の離農が家族農構造の変化に及ぼす影響」

休息（一一：〇〇—一一：一〇）

宿題委員会・地区研究会報告（一一：一〇—一一：〇〇）

昼食（運営委員会）

共同討議（一一：〇〇—一五：〇〇）

閉会・午後二時（米沢和彦）

交通案内

牛深市までの交通は、福岡（博多駅）から、JR特急電車で水俣まで直行、高速フェリーで牛深に渡るルートが一番便利です。東京方面から航空機利用の方は、熊本空港は霧が出やすく、交通が不便ですので、福岡空港の利用をおすすめします。福岡空港からJR博多駅までは、バスで約三十分です。

なお、大会終了後、熊本駅まで貸切りバスを準備しますので、どうぞご利用ください。運賃は、実費で三千五百円、出発は三時半を予定しております。（熊本駅着八時半）

なお、今大会には熊本県、牛深市、熊本開発研究センターより、

後援と助成をいただいた。

連絡先 862

熊本女子大学社会学研究室

熊本駅

町水洗

西 〇九六二二八三一九一九 内線二六一

（自宅 〇九六二二八一七九二一）

第四〇回大会の「案内

前号の『村研通信』でご案内いたしましたように、下記の日程で牛深大会を実施いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

一、期日 平成四年十月二十九日（木）、三十日（金）

二、会場 牛深市総合センター

〈自由報告〉

漁師のライフコースのコーホート間比較

——千葉県銚子市外川地区の調査から——

池岡 義孝

これまでの社会学による村落研究は、農村社会学とも称されるよう、研究の対象地をもっぱら農村に求めてきた。それは、日本では漁村といつても、そのほとんどが半農半漁の農村的性格も兼備したものであったことによるだろう。したがって、正面から漁村を対象にした研究は少数であった。しかも、その少数の研究は漁業村落や漁家であるいは漁業そのものの研究であって、漁民・漁師を分析対象に直接えた研究は皆無であるといつても過言ではない。

本報告は、專業的な漁業地域を調査対象地として、複数の世代の漁師を対象者として、ライフコース分析の手法を用いてデータ収集とデータ分析を行なっている。「漁師のライフコース」調査の結果の一部を報告するものである。調査は一九八九年から千葉県銚子市外川地区で継続して行なっている。

專業的な漁業地域で專業の漁師を対象にするのは、農民的・農村的性格を考慮に入れずに済む純粹な漁師の典型を考察するためである。また、漁村や漁家や漁業そのものではなく漁師を対象にするのは、この研究の目的のひとつが、家族社会学を中心にして近年盛ん

になつてきているライフコース分析を小規模な地域社会の分析に適用する試みであることによる。したがって、個人単位でデータを収集するが、少數の個人を対象にした生活史研究ではなく、比較的多数の個人から構成されるコーホートのデータを、個人データとともにデータ分析のもうひとつ重要な単位として、それらをより広い社会的・歴史的状況との関りあいのなかで分析するライフコース分析を行なう。

この研究では、一九八九年度には六十五歳から七十八歳までの高年コーホート五十名を、一九九〇年度には四十一歳から五十五歳までの中年コーホート七十九名を、一年おいた一九九一年度には二十歳から三十九歳までの若年コーホート四十名を対象とした面接調査を実施している。しかし、若年コーホートを対象にした調査は、今夏に実施したばかりなので、今回の報告では高年コーホートと中年コーホートを対象にした分析結果の一部を紹介するにとどめる。コーホート内分析によつて同一の出生コーホート内のライフコースの多様性を、コーホート間分析によつて二つのコーホート間のライフコースの差異を明らかにし、とりわけコーホート間分析から二つのコーホートが生きてきた時代の外川地区の地域社会の変化や漁業の変化を説明することを試みたい。また、分析で取り上げるデータも、青年期から成人期への移行、つまり外川で生まれた子供がどのようにして一人前の漁師になるのかというところに焦点をしぼることにする。

外川の漁業を概括すれば、船主が五十一六十人の「乗り子」を雇用して船団を組んで行う「まき網漁業」と、小規模な家族的經營で延縄や一本釣りを行う「小船漁業」に大別される。歴史的には「ま

「ま網漁業」から「小船漁業」への変化が指摘できる。最盛期には十五ヶ統（船団）もあつたまき網の船団は、現在では三ヶ統しか残っていない。また、かつては義務教育も終了しない十一—十二歳からの年少労働者の住み込みの年季奉公が一人前の漁師になるための修業として位置づけられていたが、その修業のありかたも変化している。四十歳未満の若年コーホートでは、そうしたかたちの修業を経験したものは一人もいない。小船を所有する親元での修業が一般的になっていくのである。地域社会の変化や漁業の変化といったマクロなデータからではなく、個人やコーホートのいわばミクロなデータから、こうした変化の説明を試みるのが本報告の目的である。

（早稲田大学）

山間集落における家族・地域生活の変容と連続性

——山梨県旧檍原村大垣外と青森県西日置屋村大秋の五十年——

後藤 範章

一九三〇年代後半は、村落社会研究史上、そして「日本農村社会学」の形成にとって、実にエポックをなす時期であった。「同族団研究の二つの起点」（中野卓）と評される戸田貞二・鈴木栄太郎らの「分家慣行調査」（一九三五—三七年）と有賀喜左衛門らの「石神村調査」（一九三五—三七年）、あるいはまた柳田国男らの「山村生活調査」（一九三四—三六年）、等々の大がかりな調査が、ほぼ同じくして実施されている。

このうち「分家慣行調査」には、喜多野清一や米林富男、及川宏ら東大社会学科出身の若き研究者も参加し、また同調査との関連で参加者独自の現地調査も相次いで行われ、研究成果も精力的に発表された（喜多野による山梨県北都留郡檍原村大垣外の一九三七—三八年の調査と、『民族学年報』第一巻、一九四〇年に所収の論文「甲州山村の同族組織と親方子方慣行」がそれを代表しよう）。

ところで、大垣外調査には、小川徹、北山正邦、渡辺万寿太郎らと共に、当時まだ東大社会学部に入学して間もない頃の関清秀も参加していた。そして関は後に、そこで得た経験を踏まえて、青森県中津軽郡西日置屋村大秋での調査を単独で実施し、その成果を卒論にまとめて（地域集団における連帶性——わが国における村落生活と部落有地との関連に関する研究）一九四〇年、未刊）、また日本社会学会第一回大会で「津軽・山村の社会構成」と題する研究発表をしている（『日本社会学会年報・社会学』第八集、一九四一年に報告要旨所収）。喜多野の大垣外調査と関の大秋調査から五〇年を経た一九八八—一九〇〇年、報告者らは関と共に、大垣外と大秋調査を実施する機会を得た（日本大学総長指定の総合研究「現代日本文化の特質に関する研究——家族の国際比較を通して」研究代表者：矢田大雄、による）。

この五〇年の間には、大垣外では、一九六一年に関敬吾らの指導の基に東京学芸大学民俗学研究会（「大垣外の民俗」一九六二年、尚、この調査には喜多野・小川・住谷一彦・余田博通・服部治則・光吉利之らも参加）が、一九八四年には池岡義孝ら早稲田大学社会学研究室（「大垣外の歴史と人生」一九八五年）が、一方大秋では、一九五五年に笛森秀雄ら（成果の一部は、鈴木栄太郎「都市社会学

原理」一九五七年、の中で取り上げられている)が、それぞれ調査を実施し、報告もなされている。また、我々の調査報告も、大垣外については中村利昌・後藤、大秋については関・久門道利によつてまとめられ(日本大学総合科学研究所編『現代家族の生活行動に関する個別調査報告書』一九九一年)、後藤による大垣外の事例分析を核とした論文「日本社会における家族・地域生活の、原型、とその変容過程」(同上研究所編『現代日本文化と家族』一九九二年所収)も発表済みである。

本報告は、大垣外と大秋を事例に、これらの研究成果と実証データを用いて、山間集落における家族・地域生活のあり方を、戦前にまで遡って捉え、今日に至る道筋を系統的に検証しようとするものである。

(日本大学)

水利組織と村落構造

——兵庫県加古台地の事例——

小林 和美

本報告は、水の共同利用を考察対象としながら、共同関係と支配の末端組織との関係を、歴史的にさかのぼつて実証的に明らかにして、兵庫県加古台地に位置する稻美町国岡(近世には国岡新村)を主要な分析対象とし、当該村の近世以降の水利関係史料を用いて、村の開発にともなう分水慣行の成立過程、周辺村との水争いの事例、水利組織と「むら」との関係の変遷等を追うことにより、検討を進めていく。

水利共同関係は、近世においては、支配権力によって設定された行政村の機構を通して展開された。分水に関する契約は、行政村を主体として結ばれた。分水契約は、関係村間の談合による水利権の調整→上申→藩の奉行による認可という形式をふんで成立した。水争いへの対応も、村役人を中心に、行政村機構を通してなされた。

近代に入ると、町村合併によつて新たな行政村が設定されたため、近世村は行政組織ではなくたが、水利共同関係は、近世村の継承である「部落」を単位として展開された。水利共同関係は、この「部落」という外枠を維持し、強化する働きを示した。国岡新村の場合、近代に入つてしまらくの間は、村総代(庄屋の系譜を引く)と水利委員を中心にして、部落によって水の管理が行われた。しかし、大正十三年には国岡水利組合が組織され、水利組織は部落の協議員会から分離された。さらに、昭和十六年には、国岡水利組合は國岡部落会水利部に改編された。国岡水利組合および國岡部落会水利部はともに、会計および意志決定の面で部落の協議部門に対しても独立を保つたのであるが、これらはあくまでも部落に所属する組織のひとつであった。

村落共同体論のなかで、水の共同利用は、山林の共同利用とともに、村落結合のもっとも重要な契機のひとつであると考えられてきた。しかし、日本の場合、村落という集団の結合について説明するためには、水や山の共同利用といった、農民たちが自律的に取り組ぶ生産手段の共同利用関係のみでは不充分である。村は同時に、支配の末端組織としての性格も備えていたからである。

したがって、国岡水利組合成立後の水争いは、水利組合対水利組合の争いとなり、対外的な交渉、協議等は水利委員長を中心に戸別委員会が行ったのであるが、実質的には部落対部落の争いであった。部落間の激しい対立は、部落の外枠を維持し、部落成員の結合を強化することになった。

現在、国岡では、国岡土地改良区が「むら」の水管理を行っている。今日でも農業用水が「むら」を通して確保されることが多いのは、近世の行政村を単位として成立した水利慣行が近代以降も濃厚に継承されているためであるといえる。

(神戸大学大学院)

水田村落の解体と村落機能の変化

——部落財政と部落結合三〇年の変化——

高橋 明善、渥美 剛、築山 秀夫

本報告は新潟県糸魚川市の部落の一九六四、一九七二年に引き続かれて、一九九一年における追跡調査の報告である。この地域では、日本有数の広大な市域を持ちながら、日本アルプスの山々が海岸近くに迫り、豪雪に加えて、河川の氾濫、地滑り、山崩れなどの災害常習地帯であるという恵まれない自然条件の下で、狹小な水田單作農業が営まってきた。自然条件と生活条件がきびしいだけに、ここで村落生活は強力な「共同体」的結合に支えられて存続してきていった。

過去二回、高度成長の前後の時期において地域の全集落に対する

量的調査と、幾つかの集落の事例調査を通して、村落生活の仕組みとその変化を部落財政を焦点にしながら明らかにしてきた。

〔高度成長前の村落〕

ここは典型的な形態での行政の二重構造をとっていた。すなわち、末端に共同体的性格を強くもつた村落の組織である部落を基礎に公行政機能は営まれていたのである。そして、農業と農村生活は、この共同体的結合を基礎に、強力な部落管理機構、多額の部落協議費、無償労働的な賦役によってその基礎を支えられてきた。公行政の役割は、ここでは生産や生活の共同条件の整備のための主体となるのではなく、むしろ、部落の行政を補完するというものであったとさえいえるのである。この関係のもとで公行政は多くの公行政事務を部落に委任転嫁することができたし、公行政の責任の追及を免れることもできたのであった。

〔高度成長終焉期の村落〕

伝統的な地方行政の二重構造は変化した。それをもたらしたのは、戦後日本における本格的な介入主義国家の形成に基づく地方行政の構造と水準の変化、部落住民における行政への権利意識の高まりと、二重構造を支えた共同体的結合の弛緩であった。部落的負担に委ねられていた生産と生活に関する多くの共同的経費が、公行政負担に分化吸収された。部落への公行政事務の委任転嫁を当然とするのではなく、公行政の責任を追求する権利意識が高まった。部落経費は大幅に削減された。村落は兼業化を通して純粋の農業集落としての性格を変質させつつあった。部落運営の基本は、変化した事態に対応して合理化されてきていた。無償賦役の徴収が困難化してきた。名譽職的支配者の役職就任体制も崩壊していた。予決算の明確化、人足賃の高額化、役員の専門分担制や組織の機能別分化、事業ごとの受益者負担制や区費への平等

割り負担制の導入、役員の無限責任制から限定責任制への変化、規約の明確化、役員手当への支払いなど動搖する部落秩序への新しい

運営のルールを確立するための動きが強まっていた。

特筆されることは、部落行政が農業をめぐる共同から自立して生活行政化していく方向であった。生活が社会化し、高度化してゆく中で、質的に高いそして社会化された社会的共同消費手段が求められ、広域化した産業活動の中で、公害、環境問題も重要化してきていた。

しかし、全体としては、行政の二重構造はなお存続していた。その中で、新しい問題として、農業の衰退、兼業化、過疎化によって、「村を栄えさせる力」が衰退し、それによって、農業の荒廃と共同生活基盤の整備の困難化が加重されて進みつつあるという事態が進行していることがあげられた。共同体の解体が地域社会の内的発展を伴うことなく、農業ならびに村落生活の解体と並行して進行しているのである。

第二回調査から二十年、糸魚川市の村落はどのように展開変化したのかを、糸魚川市百二十集落中の百集落からのアンケート回答と事例調査を通して検討する。日本村落の基本的な型としての水田村落の解体過程を条件不利地農村において考える。新しい編成原理の形成は可能であろうか。

兼業深化地域における農地貸借関係

—滋賀県五個荘町伊野部の事例—

玉里恵美子

一、研究の視点と課題

一九六〇年代から七〇年代にかけて、農家の兼業化はすさまじい勢いで進行した。その傾向は近年深化しつつある。調査地の五個荘町では、第二種兼業農家率が九二・四パーセント（平成二年）と非常に高い比率を示している。このような地域では、農外収入への依存が高く、農作業の受委託あるいは農地の貸借という問題が生じている。

本報告は、農地貸借関係が新しく、かつ重要な家閥關係を結ぶという命題を解明しようと試みるものであり、そのためには、伝統的な家の連合関係が、現代的な農地貸借関係と関連しないという仮説をたて、一村落の事例から検討していきたい。

二、調査地の概況

五個荘町は、琵琶湖の東側に位置し、東は愛知川に接し、三方は山に囲まれた総面積二六・三三平方キロの小さな町である。町内には二十五カ字が散在しており、南端の伊野部は八日市市に隣接している。現在、世帯数五十二戸、人口二百十八人で、世帯の増減はみられない。農家は三十四戸で、所有耕地面積別にみると一ha以上が十五戸、〇・五ha以上一ha未満が九戸、〇・五ha未満が十戸である。

専業農家は一戸のみで、他はすべて第二種兼業農家である。

三、伊野部における親族組織の機能

従来、互助機能組織として親族組織が捉えられてきたが、現在では、その機能が縮小している。伊野部では、系譜関係による本分家関係が存在し、十個の「イットウ」がみられるが、それぞれの規模は小さい。また、婚姻関係による「シンルイ」も、かつて頻繁に行われた村内婚によって複雑な関係を結んでいる。これらの親族組織の機能は、冠婚葬祭において顕在化し、家の連合関係としてお互いに再認知している。それでは、今日的互助関係ともいえる農地貸借関係に対して、親族組織はいかなる機能を担うのだろうか。

四、農地貸借関係と親族組織の乖離

貸付け農家にとって、貸付け先の選択は慎重に行わなくてはならない。それゆえ、貸借関係は信頼関係の現われであると考えることができる。

伊野部の農地貸借関係を親族組織と照らし合わせてみると、イットウ内では貸借関係が結ばれていないことがわかった。シンルイは複雑に結ばれているので、シンルイ内で貸借関係が結ばれることもある。少數ではあるが中核的農家が出現しているが、唯一の専業農家を含むイットウ以外では、イットウ内の中核的農家への貸付けは行われていない。

五個莊町では、農業受託センターと、農家の組織である農業受託組合を設立しているが、伊野部では利用者が少ないという。村内での貸借に頼っているのが現状である。それゆえ、貸借関係をどの家

と結ぶのかが、農家にとって重要な意味を持つのである。報告では、貸付け農家、借り入れ農家の特徴を捉えながら、以上のことがらについて考察する。

(龍谷大学大学院)

合鴨水稻同時作運動の展開と意義

徳野 貞雄

合鴨のヒナを水田に放飼することにより、水稻と合鴨を同時に育てながら、合鴨による完全除草および害虫駆除等のさまざまな効果を上げながら、完全無農薬栽培の技術確立をほぼおこないつつある。合鴨水稻同時作が、ここ二年間、九州を軸に急速に広がりつつある。合鴨水稻同時作は、単に、(1)完全無農薬農法としての技術革新にとどまらず、(2)水田の立体的利用に基づく(稻作+養鴨)の複合的経営をも可能にした。また(3)近年叫ばれている食の安全性や環境問題等の社会的ニーズにも適合する農法でもある。何よりも(4)農業が楽しくなり、老若男女を問わず田へ出ていくことを促進するなど、さまざまなプラス効果が発生している。

合鴨水稻同時作の急速な拡大は、前述した宮農上のプラス効果の成果もさることながら、独特の運動論としての展開過程にも注目しなければならない。まず、合鴨水稻同時作自体の技術確立が、福岡県桂川町の「百姓古野隆雄夫妻(拙稿、村落研究26集、課題報告「農業危機における農民の新たな対決」参照)によって確立された「百姓技術」であり、決して大学や研究機関によって確立された官制技

術でないこと。次に、合鴨水稻同時作の普及経路は、普及所や農協といった既成指導機関からの普及ではなく、有機無農薬栽培に関心をもつ農民の主体的参加や、有機農業研究会や百姓出会いの会等のメンバー（古野氏が所属活動してきた組織）を軸とした百姓のネットワーク的普及展開がなされた。

と同時に、合鴨水稻同時作を単なる農法上、営農上の革新にとどめるのではなく、日本の近代農政に対する具体的批判実践活動として位置づけ、運動論として自覚的に展開していくという方向性も持ち、全国合鴨水稻会を平成四年一月に結成している。現在、会員約五百名。また鹿児島、熊本、宮崎、福岡、広島の各県レベルでの合鴨水稻会も結成されてきている。会の活動は、合鴨フォーラム（六百名参加）を始め、現地検討会、鴨の調理流通講習会など多彩であるが、これらの組織活動は、農民の自主的参加と運営によって展開されている。

合鴨水稻同時作運動は、まだ初発の段階であり、課題や不確定部分も多くある。しかし、報告者自身がこの農法普及に当初より関わってきた経緯もあり、その経験をふまえて、合鴨水稻同時作運動の発生過程を報告したい。

（広島県立大学）

日本の社会関係とゲマインシャフト

——ヴェーバーの日本封建論とその周辺——

野崎 敏郎

地域社会学の考察対象である「近隣」とは何か、また地域の人的結合を規定するモメントは何かについて、概念論的検討が加えられることはこれまで必ずしも多くなかった。したがってまた、地域分析のためのカテゴリー論的な「詰め」は充分でないと思われる。地域結合には①自治的由来をもつものと②本質的に对外関係に規制されるものとの二つのモメントがある。後者にかんして、ヴェーバーは、日本人の生活様式の「精神」に固有の性格は「政治的・社会的構造の封建的性格によって生み出された」と述べている。この「日本社会の封建的性格」規定を「がかりとしつつ、日本村落研究のヴェーバー的視座を明らかにし、その意義を探る。

第一に、天皇—将軍—大名—家臣の関係の評価をとりあげる。天皇の権威と将軍の権力との関連、誠実義務と従軍義務、幕府による大名の統制、大名による藩士の監督などについて考える。また主君—家臣関係については、「土地レーエン」（大名の蔵入地）と藩士の「単なる年貢アフリュンデ」（地方知行と蔵米知行）とのあいだの本質的差異が重要である。つまり①藩權力はレーエンではあるが、幕府権力によつていちじるしく弱められ、それへの従属性が強い。いっぽう藩士は、②地方知行形態でのあてがいを受けているならば、レーエン的性格が強いけれども、③漸次蔵米知行へと移行していくので、その場合はアフリュンデ制へと変質していくのである。

第二に、領主権力による村支配と農民層との関係について検討する。ヴェーバーは、賃租義務、耕地の割替、村落の閉鎖性、農民間格差、五人組制度、村の長の性格、村の長の上にいて裁判罰令権をもつ代官などのトピックを提示している。また日本的ゲーフェルシャフト（村請制）についても触れてみたい。

もちろん、ヴェーバーの概念をそのまま日本に「当てはめ」ることはできない。ここでは「石高」規定とブフリュンデの一般規定の見直しや、ハウスゲマインシャフト概念の限界について考察する。

第三に、日本人のメンタリティと近代化にかんするヴェーバー的展望を見る。維新以前から、日本のレーエン制はブフリュンデ制的に変形させていたので、レーエン的名譽観念は決定的に弱められていた。ブフリュンデ化の進行した特殊なレーエン制が、近代における官僚制化の急速な進展を準備し、可能にしたのである。

日本人は自力で合理的な経済倫理に達することはできなかつたが、契約的法関係を設定する没収可能なレーエン関係は、西洋的意味での〈個人主義〉を育てるためには、中国よりも有利な地盤を提供した。日本は、外国から資本主義を、人為的作品として比較的容易に採用することができた。ヴェーバーはこのように結論づけ、日本人のメンタリティにおける現世的性格や資本主義（移植）のための有利な社会条件を封建制のもとにみいだしたのである。

最後に、川島武宣氏らの論稿にも触れながら、ブフリュンデ的社會關係とレーエン的社會關係とがそれぞれ日本の近代化におよぼした独特の規定力をひとつひとつみきわめることによつて、ヴェーバー的日本理解を再検討し深化させたい。

ヴェーバーの立論にみられる史料的不備・曖昧さ・事実誤認を取り除き、論述の未整理・未熟な部分を整理補足していくならば、ヴェーバーはわれわれに、日本社会の特質を考究するさいの有力な手がかりを与えてくれるであろう。本報告は、ヴェーバーの日本封建制理解の洗い直しを中心しながら、ラートゲン・福田徳二・朝河貢一・ヒンツェら、ヴェーバーの周辺にいた学究とのかかわりに

も目を向け、ヴェーバー比較社会学による日本研究への基礎視角を確定させるための試みである。

（神戸大学大学院）

日・タイ事例村落における 村落統合様式の比較考察

酒井 出

一、本報告で主として対象とした事例村のうち、日本のそれは、富山県東砺波郡平村大島地区である。この事例村を含む平村は、秘境として著名な五箇山の一山村である。一方、タイ国の事例村は、同国ルイ県ブルア郡ノン・ボア村ノーン・スア・クラン区である。この事例村が所在するルイ県は、同国でも最も遅れて開発が進められた東北タイでも農作物の商品化率が最も低いわば後進県である。これら日本とタイ国の両事例村を選択した主な理由は、相対的に近代化が遅れ、伝統的生活様式を比較的多く残しているとみられることによるものである。

二、昭和三十年頃迄の大島地区においては、主として養蚕豪農童立衆（オヤッサマ）の宰領により氏神祭や、多様な真宗講や各種「村行事」が実施されていた。その際、「家」を構成員とする村落組織（部落会）を支配的集団とし、青年団、婦人会等の地区内集団を従属的集団群とする多様な地区内集団相互間の全体的協力機構がこれら「村行事」の実施に大きな機能的意味を持っていた。高度経済成長期以後においても辺地、豪雪、及び過疎対策等の指定をうけながらも、

却ってそれらの財政的援助によって村落単位の開田工事（桑畠の水田化）が進められ、それにともなう新しい用水共同組織の形成等、新しい村落の組織的統合がすすめられた。このような事態の推移に従って、ほぼ昭和三十年代前半までに旧重立衆支配体制が解体し、これに代わって開田工事を請け負った地区内建設業主層の地位向上→新重立衆の形成→地区内階層構造の再編成といった過程を経て、新しい水の共同組織の形成を含む新しい村落統合様式が形成された。

三、一方、タイの事例村においては、約百年前に近傍の母村から草分け一族が移住し、開墾を進め、新しい村作りがなされた。この事例村における最初の区長は、仏教寺院建立の主な推進者であったが、そのような宗教的権威性を背景としたリーダーシップの所有者でもあった。また村民は総てチャオ・ボー（村民全体の守護神）信仰の規範も共有していた。かくしてこのような宗教的契機を中心とする村落結合の原初的形態が形成されていた。更にその後において多様な他村からの移住者との濃密な村落範囲の親族関係が形成され、それと係わる親族相互の各種協力関係（小規模作業の相互的協力）と、村落レベルの相互的協力（比較的大きな作業）組織が幾分非定型的ながら形成され、村落範囲の統合を強化していく。以下のところ、近年におけるタイ国地方行政政策の進展による事例村の新しい行政的再編成も進行中であるが、先に見た原初的統合様式はなお根強く残存している。このような統合様式は、表面的に見れば非定型的な、従ってルーズな統合のようにみうけられるが、チャオ・ボー・シートン（氏神祭）や主要な村落レベルの仏教行事への参加などの際には、かなり強い参加規制が作用している。したがってそ

れは近隣相互間の日常生活における相互協力関係にみられる相対的な非定型性と対照的であり、いわば統合様式の二重構造を形成している。

この報告では、このような日・タイ両事例村に見られる村落統合様式の著しい差異に関する理由の考察にまで立ち入ることは出来ないが、さしあたり両者の近世段階における地方行政政策のありかたの相違にその主な理由を求めることが出来るであろう。（東洋大学）

中村共同体論と村落研究

三溝 博之

前近代社会をその対象とする歴史研究（構造分析）において、フレーム・ワークとしての「共同体論」（あるいは農村社会研究における「村落共同体論」）の有効性とその研究史上の意義については、これまでさまざまな形で議論されてきた。本報告は、その中で、獨自な視点と問題意識を持って展開された中村吉治の共同体論について、並行して行われた実態調査を基礎とする村落研究との関連において、再検討しようとするものである。

村落研究において、「当の村落をどうイメージするのか」（＝村落の原風景）は研究の初発においても、また最終目的でもあるその歴史研究あるいは構造分析においても重要な問題となる。中村吉治においては信州上伊那郡朝日村平出（現長野県上伊那郡辰野町）、この旧伊那街道沿いの宿場での生活が、その原点にあったと考えられ

る。生家の通称を「引っ込み屋の古い新屋」と呼びならわされるような集落内部の社会関係や同族内での家族関係の体験が、大学での農民史への傾倒から最晩年にいたる八十余年の生涯にわたって、村落やそこに生きる人々の生活に対する深い関心の、おそらくは源泉であつたであろう。(この点については遺稿集『社会史への歩み』全四巻、特にそのうちの第一巻『老闊堂追憶記』刀水書房、一九八八年参照)。

一方、中村が村落研究をベースにした社会史へと自らの研究を収斂させていった背景には郷土への思いも去ることながら、郷土の先輩である有賀喜左衛門の影響には計り知れないものがあった。学問への動機付けばかりでなく、その共同体論形成にも重要な意味を持った。(この場合、有賀同族團論との学的繼承関係、相互比較は中村共同体論形成の問題を解く大きな鍵となるものであるが、その点は後日を期したい)。また村落研究と密接な関係を持つ民俗学(柳田國男や折口信夫)への関心も有賀に触発されてのことであった。このように中村共同体論にとって村落研究の持つ意味は従来の単純な理論と実証の因果律を超えてより深いところから問い合わせなければならないと考える。

中村が村落にこだわり続けたのは前述したように、自ら生まれ育った集落の原風景(『やがてそこから出でていかなければならなかつた自己との対比』)と無縁ではない。しかし、学問研究の対象としての村落はそういう個別的なこだわりを超えて、根源的な、あるいは一般的な村落社会のあり方へとつながっていく。前近代社会を規定する社会構造の分析を、二つの総合的な村落の実態調査を踏まえて展開した中村の学問的成果にはまだまだ学ぶべき点が

多いといわなければならないだろう。

有賀同族團論と歴史学研究

長谷部 弘

有賀喜左衛門は、学説史的にみればいうまでもないわゆるイエ・ムラ理論といわれる社会理論の系譜の最上端に位置する社会学者であり、またいまでもなく村落社会研究会の定礎者の一人でもある。村落社会研究においてある種の方法的な「ゆらぎ」が見られる昨今、出发点に戻つて有賀同族團論の射程を歴史学研究の立場から再検討する必要があるだろう。

よく知られているように、有賀『同族團論』は、初期の「名子の賦役」三部作「名子の賦役——小作料の原義——」(一九三三)、『農村社会の研究——名子の賦役』(一九三八・一二)、『日本家族制度と小作制度』(一九四三・一一)において明確な姿をとつて現れた。日本資本主義論争に対し「第三の立場」を取ろうとした有賀の主張は、当初から論争的性格を持っていたといつてよい。しかし、小作料の原義を名子制度的大家族経営の内部で生活諸事象と密接不可分にからみついた「賦役」に求めようとした最初の論文は、はからずも日本資本主義論争の中心をなす小作論争の渦中にあって講座派的論者からの評価を受けることとなつた。その意味で、有賀の主張はそのねらい通りに「第三の立場」を占め得たわけではけつしてなかつたのである。さらに、自説を資料的に補強し、

体系化を図ろうとした『農村社会の研究——名子の賦役』は、その中心的主張である《大家族》の概念そのものが、《同族團》論を主張する及川宏の批判にあって全面的な捉え直しが問われることになった。『日本家族制度と小作制度』は、及川宏による批判を受け入れ、

従来の「名子の賦役」論を膨大な事例分析とともに全面的に検討しなおしたものであった。この時点で、有賀の同族團論の力点は、家連合の経済的側面からいわゆる家族社会的な側面へとシフトしたといふこともできよう。とにかく、戦後の有賀・喜多野論争は、有賀のこのような理論的問題関心の重心移動を前提として展開されたものであった。

ところで、そもそも「小作料の原義」というモチーフをみてもわかるように、初期三部作を通じて形成された有賀の《同族團》論は、歴史的アプローチをその立論の前提としており、前資本主義社会の経済生活の実相にまで迫るような歴史的射程をもつていた。ここに、有賀同族團論が歴史学研究の分野において再検討・再評価されなければならない理由がある。近年、日本の歴史学研究の分野で関問題がある。それは、たとえば幕末期に顕在化した「質地取り戻し慣行」の歴史的評価をめぐる議論として展開された。すなわち、元金さえ支払えば質地流れして何年たった土地でも請け戻すことができるという「質地請け戻し慣行」の実体はなんであるか、といった議論である。歴史学の分野では、この慣行を多く中世の徳政を生みだしたような農民社会の「生ける法」として理解してしまう。しかし、この問題へのアプローチには、前近代における農村社会におい

て「小作の年季は無年季である」という主張を展開した有賀の同族團的論的理解が不可欠ではなかろうかと思われる。

イギリスにおけるムラの形成と領主支配

國方 敬司

日本におけるイギリスの村落共同体に関する研究は、領主支配の研究と切り離しては語れない。大塚久雄を初めとして、藤原浩・鵜川馨・吉岡昭彦等の研究は、いずれも両者の関係を解明することを、主要な課題のひとつとするものであった。その研究成果を大ざっぱにいうと、藤原をのぞいて、領主支配と共同体はきわめて密接な関係にあったということになる。大塚はその点を端的に、「経済外強制なるものは、共同体関係に基づく共同態規制を土台とし、必ずそれをとおして現れてくる」と述べている。また、これらの研究における一つの特徴は、《村落共同体》が初めから存在していることを前提にしていることである。だから、《村落共同体》のなかから領主支配が形成されてくる、という説が有力なものとなっている。

では、これらの説はいまの研究状況に照らしあわせて妥当といえるであろうか。この点を、本報告は、イギリスの研究動向を紹介することによって、再検討の俎上に載せようというものである。とはいって、多岐にわたる研究の潮流をまんべんなく紹介することは不可能なので、ここでは、初期の所領構成の学説として近年とみに有力になっている《multiple estate》論と、ムラの形成についての新し

い研究を紹介することによって、その課題を果したいと考えている。

結論を先どりしていえば、最近の学説からみた場合、これまでの説を転倒し、「村落共同体」はある時点で、領主のかなり強い影響のもとで形成されたものである、と考える必要があるといえよう。G. R. J. Jones 等の説をまとめると、「multiple estate」とは、國式化していえば、それを構成する広範囲に分散する定住地が、たとえば、ある地点では大麦の栽培、ある地点では小麦の栽培、また別の地点では酪農といった、その地に適した農業を営むことによって、全体としての所領の經濟的要求が充足される体制であった、といえる。しかも、こうした所領がマナに先行して、「アングロ・サクソン人がウェイズと北方の地との関係を最終的に分断した七世紀よりもまことに」存在していた、と考えられている。一方、定住地の発掘調査研究は、「multiple estate」を構成する定住地は孤立農園ないし小村であり、それらの寿命はせいぜい一〇世紀間であったことを明らかにすることも、それらにかかる有核村落は、開放耕地制（＝ミックドランド制）の形成にともなう隨伴現象として、八九世紀以降のある時点で、しかも領主の強い影響下にあらわれたことを、確認したのであった。

なお、最後につけ加えておくと、このような説からみた場合、大塚の「ペレディウム」の捉え方についても、再考の余地があるといえよう。

イギリス中世の村落共同体

長島 武敏

イギリス中世において村落共同体が存在していたことは、未だ否定されてはいない。近年の著名な概説書である M. M. ボスタンの『中世の經濟と社會』においても、E. ハーリーと J. ハッチャーの『中世イングランド—農村社會と經濟變化 一〇八六—一二四八』においても、村落共同体 (the village community, the community of the village) という言葉は現われているし、村落共同体についての説明もなされている。しかしそこで述べられていることは主として裁判に関してや、道路や橋の維持といった日常的業務等どちらかといえば行政的な事柄、またマナに対する村落の共同活動といつた事であり、直接生産活動に関連するような事柄はほとんど述べられていない。勿論、共同の土地利用の存在や農業活動がある程度は共同で行われなければならないことも触れられてはいるが、それらは耕地制度をめぐる問題として別に扱われ、村落共同体にとって中心的な課題ではないかのようにさえ見えるのである。そして、この言わば「村落共同体論」から分離された形での「耕地制度論」については、最近活発に議論が展開されている。

イギリス中世の耕地制度に関しては、初期の H. L. グレイや C. S. & C. S. オーウィンの研究が有名であるが、近年 J. サースクが『共同耕地 (The Common Fields)』なる論文で、共同耕地の中世初期の存在を否定し、それが人口の増加を原因として成立する

もので、少なくとも十二・三世紀以降にならないと出現しないといふ議論を展開して問題を投げ掛けている。このサークスの説に対しでは、最近出版された『イングランドの共同耕地』においてM・ケリッジが真っ向から批判を加えている。

本報告では、村落共同体にとつてもっとも重要な機能は直接生産活動に関連するものであるとの観点に立って、こうした最近におけるイギリスでの耕地制度、特に共同耕地についての研究を紹介しながら、そこで展開されている共同耕地の議論が何故村落共同体とは無関係に見えるのか、そして「村落共同体論」の中で整理するとすれば、どの様に考えればよいのかの手掛かりを得ようとするものである。

とになっている。副題「家族経営危機の国際比較・環境問題・農業危機・集落機能の接点としての家族経営危機」については国際比較が日韓比較的に絞られてきている。このテーマ全体の意図するところは、昨年の北原淳宿題委員長により要領よくまとめられているので、ここでは重複を避け、このテーマ設定の背景について考察しておきたい。

学問の展開が「健全」な方向にあるかどうかの一つの指標は、その分野での自己点検作業がどこまでなされているかである。この点では、村落社会研究会は、その発展の節目節目で、自己の研究の在り方について、非常に真剣な検討がなされてきた学会の一つであると、筆者は評価している〔後注〕。

例えば、一九七九年に熊谷苑子は、都市化・過疎化に関連する村落の実証的研究論文の検討に基づいて、「…諸論稿は、村落の社会構造ないしは生活様式が外部社会の変動の影響を受けて変化する、という分析の枠組みを、直接的にしろ屈折したかたちにしろ、前提にしている。…中略…そろそろ、外部社会の変動のどの変数が、何を媒介として、村落構造のどの部分・生活様式のどの側面に変化をもたらし、その変化は他の部分にどのように波及していくのか、それぞれの事例研究者が暗黙裡に前提としている論点の整理が必要な時期にきている」と指摘した〔後注〕。

これは、二つの問題点を提示している。第一の問題点は、一般的に分析の前提条件が曖昧にされている点である。いかなる分析枠組でも一定の前提条件に基づいて成立しているが、その前提条件、従つて、限界性を明確にすることによって、より確かな現実的妥当性（validity）を持つ必要性があるとしている。第二の問題点は、考

營危機

〈共通課題報告〉

日本農業・農村研究の課題を求めて

—家族経営危機の日韓比較—

環境問題・農業危機・集落機能の接点としての家族経

宿題委員長 河村 能夫

本年も、昨年の共通課題「日本農業・農村研究の課題を求めて」を引継いで、村落社会研究会大会のメインプログラムを実施するこ

察対象の変数が抽象的である点にある。考察すべき変数を抽象的な概念から具体的な事象に転換し、仮説の構築を抽象的・概念的なものから具体的でオペレーションナルなものへと展開されることによつて、分析方法の信頼性 (reliability) をより高くする必要性があるとの指摘である。

問題は、このような農村地域社会研究の在り方に関する自己点検作業の前提条件そのものが、一九八〇年代半ばから急速に変化してきたことである。つまり、グローバル化 (globalization) として認識される「国際化」による環境変化が、それである。

確かに、戦後日本の経済発展過程のいつの時点においても「国際化」が叫ばれていたけれども、それは、インター・ナショナル化 (internationalization) であった。つまり、それは、国と国との関係を問題としていたのであり、その前提には、国境が社会経済活動領域の境界として存在していた。従って、国際的インパクトはマクロ (国) レベルで吸収され、地域レベルでは考慮に入れる必要はなかつたと言える。地域社会の変化は、あくまでマクロレベルから来る変化との対応で把握すればよかつた。

しかし、同じ「国際化」と言つても、グローバル化は、基本的な点で、それまでの経済発展と性格を異にしている。国境が、もはや社会経済活動領域の境界として前提にされていないのである。企業は、国境とは関係なく、投資効率を第一の観点に、その投資を行い、多国籍化する。政府でさえ、政策の国内効果だけでなく、国際的効果も常に考慮にいれなければならなくなる。金融自由化に象徴的に見られるように、いわば国際的な社会的距離が極めて短かくなり、国境で規定されていた従来の経済活動は、相互に直接的に連関する

国際経済システムに再編されてきている。従つて、この環境の下での地域社会の変化は、マクロレベルだけでなくグローバル（国際）レベルから来る変化との対応で把握される必要が生まれてきている。

しかも、グローバル化時代であつても、依然、社会経済の基盤は国、または、地域にある。従つて、グローバル化とローカリティ（地方性）との緊張関係が激化する。多国籍企業と国・政府との基本的な葛藤や、ガットにおける諸国間の調整の困難もここにあると言え。しかも重要なことは、このようなグローバル化の動きが、社会経済活動の主体やレベルそれぞれに一様に浸透するのではなく、経済的側面では、資源の流動性に応じて有利・不利に働くことである。

一般に、貨幣・物財・人・土地の順で資源の流動性は悪くなり、ローカリティは強くなる。そのため、グローバル化に最も適応やすいのは貨幣であり、最も適応しにくいのは土地である。したがつて、産業の中で、貨幣がその経済活動の主たる媒体である金融は、グローバル化を最も有利に利用する立場にあるのに対し、農業のとの調整が最も難しい立場に置かれる。

このことは、産業構造と深く連動した地域社会の在り方にも大きな影響を与えることになる。確かに、一般的には、この資源の流动性ゆえに、農業を地域社会の生産基盤とする農村は、グローバル化との調整が都市よりも難しい立場に置かれると言え、しかし、それ以上に、同じ都市社会の間でも、また、同じ農村会の間でも、その地域社会が、産業を含めて、グローバル化にどう応じているかに

よって、その地域社会の在り方が大きく異なることになろう。

今、我々が「国際比較」の視点から日本農業・農村を再評価しようとする作業は、いわばグローバル化という環境変化に対する村落社会研究の対応過程であり、その過程を通じて日本農村社会の「固有性」と「普遍性」を析出し、その社会の持つ「強み」と「弱み」を確認する作業であると考えるのである。

〔後注一〕拙稿「農村社会論—農業経済研究の動向と展望（六）『農林業問題研究』一二一一、一九八六年三月、「一一頁」。

〔後注二〕熊谷苑子「社会学における研究動向」『農村社会研究』一五、一九七九年、二七〇頁。

日本の家族経営「危機」と集落営農

——京都府中山間地域を事例として——

池上 甲一

一 課題

本報告の課題は以下の三点を解明することにある。すなわち、第一に家族経営の「危機」をいかに捉えるか、第二にそれが、とりわけいわゆる中山間地帯においていかなる農業・農村問題を引き起こすのか、第三にそれへの克服策として京都府下で推進されている集落営農の意義と限界、およびその展開方向と原理は何か、である。

二 日本農業の「危機」とは何か

このところ、日本農業の危機的状況を語る論稿が数多く報告されている。ひとつには、一九九〇年農業センサスが公表されて、基本的生産要素である人と土地が、予想以上に減少速度を速めていることが明らかになったからである。これに加えて、農業基本法制定後三〇年を迎、それを検証・評価しようという動向が強まつた。屋上屋を重ねる愚を承知で、まず前提として、六〇年以降の農業をめぐる基本指標を一覧表に整理し、高度経済成長以降の日本農業の変化をおさえておきたい。

それはさしあたり、農業の産業規模の相対的・絶対的縮小、国内食料供給力の減退、投入生産要素の跛行性、所得形成力の低下、農工間生産性の拡大、高齢化と農業の「担い手」確保の困難化、食料消費の「国際化」・外部化、等々として把握できよう。

こうした変化は確かに、それ自体として危機的状況を示している。だが、このような状況がいったい誰にとっての危機なのか、はこれまであまり議論されていない。例えば、「担い手」確保の困難化は、企業的経営体にとっては逆に、競争相手が減つてビジネス・チャンスが広がる可能性をもつ。また稲作所得形成力低下の主要因

中山間地帯を考察の対象とするのは、それが一般に過疎化・高齢化の進行などに示されるように、家族経営の「危機」とよばれる現象がもっとも典型的に現われると考えられるからである。本報告では、京都府の和知町、美山町を取りあげる。両町とも、集落営農を一〇年以上継続しているが、最近になってそれに変化が生じており、本報告の課題を考察するのに適切な事例であるといえる。

である政策価格の切下げは、政策的に産業としての自立が期待されている中核農家を直撃するが、そうでない高齢農家や専従者なし農家の衝撃は小さい。さらに、国内食料供給力の減退は農家自身よりも、消費者の危機として把握されるべき性格のものである。要するに、従来「危機」として語られている変化は、産業としての農業に関するものであり、農家全体の危機に直結しない。

それゆえ農家、なかんずくその大宗をなす家族経営にとっての危機とは何か、が検討されねばならない。報告者はそれを三つの点から捉える必要があると考える。第一は農民の主体性喪失・農業観崩壊の危機、第二は地域社会再生産の危機、第三はこれらに伴う環境の危機である。

三 京都府中山間地における農業・農村問題

京都府の農業地域は大きく、南部＝山城、中部＝丹波、北部＝丹後の三地域に区分できる。山城地方は都市化地域、丹波地方は中山間地域、丹後地域は中山間地域（または海岸地域）である。本報告では、これら三地域の中で丹波地方を焦点に据え、山城・丹後地方と対比しながら、京都府中山間地における農業・農村問題を浮び上がらせたい。丹波地方は相対的に兼業機会が過小であり、また農業の後退も著しいからである。例えば、丹波地方では六〇歳未満男子専従者のいる農家率は九〇年にわずか二%であり、また八九年の一戸当たり生産農業所得の低い町村も多い。さらに、市町村農業委員に対する京都府農業会議のアンケート調査によると、丹波地方は近い将来に大幅な農地荒廃が進むと見込まれている。

本報告では農家戸数減少率と世帯増減率、借地率と耕作放棄率、

一世代農家率と農地利用・高齢者割合・作業受託・農地流動化、高齢者割合と村仕事、農家率と村仕事などの相互関係について考察を進める予定である。

四 集落営農と公社化—和知町の場合—

次に、丹波地方の和知町と美山町を対象に、農業の危機的状況に対する農民の主体的克服、とくに集団的なその有無、その可能性について検討したい。

和知町は、集落営農のモデルケースとして比較的古くから注目を集めてきた。全町的に集落営農組織が形成された（二集落を除く）ばかりでなく、稻作と転作部門（黒大豆）の完全競業に取り組む集落農形態が出現したからである。他には転作の部門競業を行なう集落営農と機械の共同利用を行なう形態とがある。集落営農の意図は、若者と高齢者、男子と女子の労働力結合を果たそうということであったが、実際は高齢農家・他出農家の増加による農地荒廃を集落として防ごうという緊急避難の色彩が強かつた。

このことは町・農協・森林組合出資の農作業受託組合の設立（一九八四年）につながる。高齢化がいつそう進んで、出役の困難な農家が増えたからである。この受託組合はさらに、町と農協が出資して八八年に設立した第三セクター「働くふるさと振興センター」は四種類の事業を行なうが、以下のところ農林作業受託が中心である。その運営体制・受託実績、個別農家との関係などを検討し、いわゆる公社化の意義と限界を探る。

五 集落宮農の分化と展開方向—美山町の場合—

美山町も和知町と同様、全町的に集落宮農が組織されている（二集落一當農組織を含む）。美山町では七〇年代後半頃から農地の荒廃が目立ち始め、それを防ぐために圃場整備が必要であると考えられた。集落宮農組織をその推進主体に位置づけ、かつ圃場整備終了後は機械化に対応する組織的稻作の担い手として期待するというのが当初の意図であった。実際には、集落宮農組織の機能は農地管理型、機械共同利用型、土地利用権調整型、稻作受託型の四つに分化した。現在では、活動が沈滞化するところと、受託組織や有機農産物の産直グループへと新たな展開を示すところとに、集落宮農組織は分化している。

ここでは、危機的状況への組織的克服として、とくに有機農産物産直グループに注目したい。それは、地域内の部門複合という形で、農業における物質循環を再編し、同時に産直によって都市との社会関係を構築・再編することになるからである。

なお最後に、新規就農者と地域社会、とくに集落宮農との関わりについても付言する予定である。

東北庄内地方の農家・韓国全羅北道の農家

—現代家族経営の危機の日韓比較—

加藤 光一

宿題委員から与えられている私の課題は、日韓比較という視点から現在の家族経営をめぐる諸問題について検討しろ、ということであった。但し、社会学プロバーでない私に出来ることは、細々実施してきた過去十数年の日本の農村調査と八九年から実施している韓国の農村調査の結果をもとに、その差異と同質を明らかにすることである。そこで、ロナルド・マ・ドーアの著書名である『イギリスの工場・日本の工場——労使関係の比較社会学』（筑摩書房）ではないが、タイトルのような「東北庄内地方の農家・韓国全羅北道の農家——現代家族経営の危機の日韓比較——」とした。しかしながら比較社会学という手法の分析は十分には出来ないであろうから、モノグラフ的な農家調査を実施した経験をもとに、危機の家族経営の実態に迫り、そこから家族経営の再生の方向を考えることにした。

ところで、何故、東北庄内地方と韓国全羅北道という地域の農家を素材としてとりあげるか、を説明しておく必要があろう。いくつかの共通点がある。まず第一に、東北庄内地方は周知のように戦前は日本の巨大地主地帯の典型として有名であり、韓国全羅北道は、日本人巨大地主が支配したという点で、基礎範疇は別としても類似点がある。第二に、その結果、農地改革が実施されても、その出発点において、一ヘクタール平均規模の零細農耕とは若干違った、比較的規模の大きい自作農が多く存在した点も共通している。第三に、庄内地方もそして全羅北道とともに、現在でも規模の大きな家族経営が分厚く存在している地域である。第四に、調査地はともに日本でも韓国でも単収の高い生産力地域である、ということである。

こうしたことを前提にして、東北庄内地方は酒田市旧平田村新青渡集落の農家悉皆調査のデータを、韓国全羅北道は金堤郡白鶴面道々里の農家悉皆調査のデータを素材としている。報告当日には別に詳細なレジュメを用意するが以下のよう順序で課題にせまりたいと考えている（但し、現在収集整理している資料との関係で若干変更する可能性あり）。

一、家族農の問題意識

韓国における家族農の問題は、一九八〇年以降に浮上してきた新しい争点である。一九八〇年代以前まで、農家の問題は自作農に焦点が当たっていた。自作農論争は農地への接近が困難な時期の問題である。しかし、韓国では一九七〇年代中盤以降、賃借地が増加し、農地への接近は以前より容易になった反面、労働力の不足現象が現れ始めており、一九七〇年代中盤以降、農業経営者の老齢化、農業後継者の断絶などの現象が現れ、企業農、協業農、農事組合など、家族農とは異なる経営主体が登場するにしたがって、家族農の存立と育成問題が農政の懸案として登場するようになった。

- I、調査地のプロフィール
— 東北庄内地方（酒田市新青渡集落）・韓国全羅北道（金堤郡白鶴面道々里）
- II、日本の「いえ」と韓国「いえ」
— 父系的「農家世帯」の日韓比較
- III、タイトな所有とルーズな所有
— 土地の所有と利用の日韓比較
- IV、日本の兼業型と韓国版「出稼ぎ」型
— 農家経済の再生産＝循環の違い
- V、日本の家族経営の危機・韓国家族経営の危機
— あとつぎ層の存在形態の違い
- エピローグ — 現代家族経営の危機の再生と方向

〔註〕尚、本報告は、かつて実施した農家調査をもとに本年度に不十分ながら補足調査を実施したうえのものであるが、資料的には問題点を多く残すことになっていることも報告しておく。

（北海道学園大学経済学部）

農家人口の離農が家族構造の変化に及ぼす影響

鄭 起煥

一九六二年以降に推進された、韓国における工業化中心の経済成長過程において、農業部門は安価で良質の労働力を非農業部門に供給する役割を遂行しつつ、規模の経済を通じて農業の効率性向上を追求してきた。規模の経済を通じて農業の効率性を高めるという論理は、農家人口の減少が必然的に農家戸数の減少を伴うことになるため、農家人口の減少は農家一戸当たり耕地面積を増加させることになり、農業の効率性を高めるようみえる。即ち、耕地面積が増加するにしたがって、農業の機械化と技術革新が起こり、農業従事者の労働生産性と土地生産性が向上するため、農業の効率性が高まる

ようにみえるのである。したがって、農業の発展のためには、できるだけ多くの農家人口を都市の非農業部門へ移動させ、農業部門の労働生産性を向上させることができると受けとめられた。

一九六五—九〇年の期間、韓国農業の労働生産性は年平均三・七一%の成長率を記録したが、特に一九七八—九〇年には年平均四・八%の高い成長率を記録した。韓国農業の高い労働生産性は農業技術の革新よりは農家人口の大大幅な減少によって達成された。しかし、農家人口の都市への移動は農家人口および家族構造の変動と農家経営主の老齢化、農業後継者の断絶などをもたらし、家族農の存立を脅かす要因として作用している。この論文では、農家人口の移動が農業の労働生産性を向上させることになるにもかかわらず、家族農の成立条件を変質させ、家族農の危機を引き起すメカニズムを明らかにしたい。

二、家族農の概念と成立条件

家族農は、家族と農業というふたつの概念が合わせて作った用語であって、家族が經營する農業を意味する。家族は社会によってそれぞれ異なる形態で現れるため、一言で厳密な定義をくだすのはむずかしいが、これに対する最も普遍的な概念で定義するならば、結婚によって結ばれた夫婦と彼らの近親・血縁で構成されている社会集団として居住地を同じくする、ひとつの社会的共同体を意味する。韓国の実定法によって家族の概念を定義すれば、家族は戸主とその配偶者、そして戸主の父系直系の尊卑属およびその配偶者で構成される社会単位をいう。同じ家に同居する世帯員であっても、婚

姻、血縁、入養などの手続きによる家族関係を構成しない者は、家族の構成員になれない。

企業農に対立する家族農が成立するためには、次のような諸条件が充足されなければならない。第一に、農地の所有と經營権が家族に帰属していなければならない。しかし、農地がすべて自作地である必要はない。このような意味で家族農は自作農(owner farm)の概念とは異なる。第二に、家族労働力によつて農業經營が成り立つていなければならない。しかし、ここで家族労働力による農業經營は、家族労働力だけで經營される家族労作的經營を意味するのではない。少なくとも一人以上の家族労働力が、おもに農業に従事しなければならないが、必要な場合は雇用労働力を使用し、農業を經營してもよい。第三に、農業からの所得が、家族の重要な生計手段でなければならない。少くとも一人以上の家族労働力が、おもに農業に従事しなければならない。農業が家族経済に占める比重がきわめて少ないと、農業が趣味産業である場合、これを家族農の範疇に含めるのはむずかしい。第四に、家族農が所有する農地は、家族の重要な資産や生活手段として、家族内で世帯間の継承が行われなければならない。以上のように家族農を定義するとき、韓国の家族農は一九九〇年度現在、全農業經營主の九九・九%を占める。

三、家族農の存立を脅かす諸条件

ア、農家人口構造と労働力構造の変化

一九六五—九〇年の期間中に、韓国の農家人口は一五、八二一千人から六、六六一千人に減少し、総人口に農家人口が占める比重は、五五・一%から一五・六%に減少するとともに、農林業就業者の比率は全就業者の五五・九%から一七・五%に減少した。韓国の農業

人口の離農パターンは、全世帯の移動よりは世帯員の部分的移動である単身移動が主である。このような人口移動パターンのゆえに、農家人口はおもに十一二十代の年齢層の人口が集中的に減少した。

一九七〇年度に四五・二%に達した十五歳未満の農家人口は一九九〇年度には二〇・六%に縮小し、反対に六十五歳以上の老人層人口は四・九%から一一・五%に大きく増加した。このような農家人口の変化は、農家人口の老齢化という人口の構造的变化を伴い、農家の労働力構造に影響を与える。

一九七〇一九〇年の期間中に、三ヵ月以上農業に従事する者の年齢別労働力構造をみると、労働力減少は二十一三十代の年齢層に著しく現れており、五十代以上の老齢労働力は大きく増加した。一九七〇一九〇年の期間中に、農家世帯員数は平均五・八人から三・七人に減少したが、世帯当たり農業従事者数は一九七〇年度の二・九四人から一九九〇年度には一・四〇人へと微々たる減少をみせている。しかし、三ヵ月以上農業部門に従事する農業従事者数は、一・六二人から一・六九人にむしろ増加する趨勢にある。農家人口の顕著な減少にもかかわらず、農家の農業従事者数、特に三ヵ月以上農業に従事する者の数が減少しないのは、農業部門の移動が事実上困難な老齢労働力が存在するからである。

イ、世帯類型と世帯員数の変化

韓国で理念的に維持されている父系直系家族制度 (Patrilineal stem family system) の下では、家族周期が一つの世帯で終ることなく、父系の息子に後を継がせる。したがって、直系家族の家族数は経営主の年齢が四十代になるときに最大になり、その後子女ら

の結婚による婚出と分家で、子女数が一時的に減少したのち、家を継承する息子夫婦が子女をもうけて再び家族数が大きくなるという周期を示す。

しかし、産業社会化過程で農家の子女たちは無差別的に本家を離れて都市に定着し、農家の直系家族形態は減少し、核家族類型が増加しており、核家族の中でも単身世帯と老夫婦世帯の増加が著しい。核家族の下で、農家の家族数は直系家族形態とは異なり、経営主が老齢化すればするほど急速に減少する。経営主の年齢が老齢化すればするほど老夫婦だけの一世帯家族が増加し、このような形態の家族がさらに進展すれば、老夫婦のうちのどちらかが残っている单身世帯に変わる。農家が老齢化し、单身世帯に変わるととき、大部分の農家は労働力の喪失などによって非農家となる。農家の家族形態が核家族化し、その中でも老夫婦家族と单身世帯の数が増加するにしたがって、農家の同居家族数は大きく減少する。一九七〇年度の農家平均世帯員数は五・八人であったが、一九九〇年度には三・七七人に減少した。これは一九九〇年度全国平均世帯員数三・八人よりも規模が小さい。

ウ、當農繼承と新規農家創出の激減

若い年齢層を中心とする農家人口の大量的な都市移動は、新規農家の創出を縮小させ、當農繼承者の減少をもたらした。一九七〇年まで農家戸数が増加したのは、農家の都市移住を凌駕する新規農家が創出されたためであった。しかし、新規創出農家は一九七〇年以降、急激に減少した。一九七〇年度の農業総調査によると、経営主が三十歳未満の農家数は、一二五、八一戸であった。しかし、一

九八〇年度の農業総調査では三十歳未満の農家戸数が一二九、六三七戸になり、新規創出農家と見なしうる三十歳未満の農家は、十年間で四〇%程度の減少を示した。このような趨勢は一九八〇一九年の期間にはさらに拡大し、新規創出農家と見なしうる三十歳未満の農家は十年間に約七一・一%が減少したことを見ている。

新規創出農家の減少は農家の繼承者の減少と、農家から分家する新規家族が農業部門に定着せずに非農業部門へ移動したためである。

一九九〇年度のある農家調査結果によると、經營主の年齢が五十歳以上の農家のなかで、営農後継者と目される者を同居世帯員として確保している農家は、一一・六%とてている。即ち、經營主年齢が五十歳以上の農家の八七・四%は営農後継者がおらず、これらの農家の經營主らが老齢化し、死亡したり労働力の喪失によって非農家になり、そのような農家の大部分は消滅することと予想される。

農家經營主の子女の中で、分家した後に新規に営農に参入する比重は、一九七〇年代中盤を峠として減少し始め、一九八〇年代以降には急激に減少した。韓国農村經濟研究院で調査した四個の部落（マウル）の事例によると、分家した後、部落（マウル）に残って営農する場合は、一九五〇年代には七世帯、一九六〇年代には十六世帯で最も多く、一九七〇年代には十世帯、一九八〇年代には四世帯に減少した。マウル全体の農家数にこれらが比重は、各々三・〇、六・六、四・六、二・一%となっている。

エ、農業經營主の老齢化と営農規模の変化

農家家族員の離村、離農が持続する場合、農業經營主の老齢化は農家世帯員の減少をもたらす。農業の外部的条件が同一だと仮定す

ると、農家の農業經營規模を決定する農家の内部的な要因は、經營主の農業經營能力、労働力数、資本規模などによって決定される。しかし、農家の性格が生計維持的である場合、農家の農業經營の曰的是、家族の生計費を獲得することが優先するので、家族の規模が、生計維持的な農業の性格を持つ農家の農業經營規模を決定する最も重要な要因として作用する。

農業經營の性格が家計費獲得のための生計維持的なものである場合、農家の農業經營規模が家族数によって決定されると、農家家族数の減少は農家の經營規模の減少をもたらす。特に、農家經營主の老齢化は、労働力数の減少とともに労働力の質的な低下をまねき、農家の農業經營能力を低下させ、農家の經營規模縮小を促進させる要因として作用することになる。

一九七〇一九〇年の期間中、全国の農家戸数は一一・九%、一九八〇一九〇年の期間中には一六・九%が減少した。反対に、農家の平均耕作面積は、一九七〇一八〇年の期間中に五・五%増加し、一九八〇一九〇年の期間には二三・四%増加した。したがって、総耕作面積も一九七〇一八〇年の期間は七・一%、一九八〇一九〇年の期間には七・五%減少した。韓国農村經濟研究院の山間マウルの一事例調査の結果は、一九八五年以降、農家の平均耕作規模が減少していることを示している。今後、韓国農業が生計維持的な生活を大きく脱皮できない限り、農家の經營規模は、農家經營主の老齢化と世帯員数の減少にともない、減少傾向を示すことと予想される。

オ、自作地面積の減少と新しい經營主体の出現

一九五〇年の農地改革の直後の賃借地面積は、全農地の一〇%程

度であったが、一九七〇年代中盤以降に増加し始め、一九九〇年度には三七・四%に増加した。農家一戸当たり耕作規模が大きく増加しない状況下において、賃借地の増加は農家の自作地の減少を意味する。農家の賃借地の増加は、全階層にまたがって現れており、特に二・〇ha以上の大農においてその比率が五〇%以上になつてゐる。

しかし、農家の賃借地規模は経営主の年齢によつて大きく違う。即ち、経営主の年齢が二十三—三十四歳で、賃借地面積が大きく増加したのち、三十四—六十歳までの農地の賃借面積は大きな変化が見られず、六十歳以上ではその面積が急激に減少する。これは経営者の年齢にしたがつて家族規模が増加し、家計費もともに増加するために現れる現象と解釈され、子女らの教育、結婚、分家などの経済的支出の大きな行事がほぼ終る六十歳前後を境として賃借面積が減少する。経営主の年齢が六十歳となる前後で、家族数の減少、耕作面積の減少、賃借地の減少などが現れるることは、韓国農家の農業経営が大部分生計維持的であるために、農業経営面積が農家経営主の年齢と家族数、即ち、生計費の支出規模と関連があることを意味している。

農業経営主の老齢化と農家家族員数の減少、そして農業繼承者の減少による農家戸数の減少は、必然的に賃貸農地の増加をもたらすようになるが、農家一戸当たり経営面積の縮小によつて、あるいは農家一戸当たり経営面積が増加するとしても、生計費増加水準に留まると予想されるために、賃貸農地を家族農が吸収することは限界にぶちあたり、家族農以外の農業経営主体の出現が不可避となる。

四、結論

韓国農業における家族農の危機は、産業社会化を指向する工業化中心の経済成長の副産物である。韓国の経済成長政策は農業部門に集積されている農業労働力を都市非農業部門へ移動させ、工業化と農業の発展を同時にめざしたが、急速な農家人口の都市移動、特に生産力の高い若い人口の非農業部門への移動によつて、農家の家族構成が解体しており、これによつて家族農の成立条件が瓦解し、新しい形態の農業経営主体が登場している。このような家族農の崩壊は、ウルグアイラウンドの交渉結果による農産物市場の海外開放と農業生産および価格補助政策の修正にともなつて、さらに加速すると展望される。したがつて今後、韓国の家族農は、企業農、農業法人体、協業農などの新しい農業経営主体との競争関係を避けて通ることができる、現在のように家族農の成立条件が瓦解し統ければ、家族農体制の全般的な崩壊という危機を迎えることになる。

(韓国農村経済研究院)

村落社会研究会第二回研究会

日 時 一九九一年七月一八日
場 所 同志社大学徳照館

出席者 秋津元輝、池上甲一、交野正芳、河村能夫、金種淑、酒井俊二、桜井浩、庄司俊作、宋正基、古川彰、玉里恵美子、つる理恵子、寺口瑞生、鳥越皓介、中野卓、松本通晴、山中美由紀、脇田健一。

韓国の農地制度と農業問題

桜井 浩

はじめに

農産物市場の開放というかつて経験したことのない問題に直面した韓国農業は重大な試練を経験しようとしている。経営面積平均一・二ヘクタールという小規模な稲作を中心とする農業は日本の農業と共通する点が多い。

しかし、兼業の機会が少ない韓国では今日でも専業農家が約六〇パーセントを占めること、一九六〇年代以来工業化推進が経済政策の中心であり農業の基盤整備などが遅れていること等の点で日本と違いが見られる。工業化の急速な進展とともに農家人口は都市への流出を続け、全人口に占める比率は近年十数パーセントに低下し、国民総生産の中での農業の占める割合も十パーセント以下となつた。とはいっても、およそ一八〇万戸、七〇〇万人が農業に依存して生活しており、食料供給、環境保全等の面からみても農業のはたしている役割は依然大きい。

以下では、農地改革後の土地制度を中心として韓国農民が直面している問題を見ることにしたい。

一 農地改革の骨子と土地制度

韓国の農地改革は「耕者有田」の原則を実現する為、①政府買上げ有償分配、②自作地の3町歩上限制、③小作、賃貸借、委託経営

表1 農地法制定過程の論點推移

回 数	農地法の規定内容			最終處理	中斷事由
	所有資格	所有上限	賃貸借		
I (1958~59)	農民	3町歩	禁止	法制處	3.15選舉
II (1961~65)	農民	3町歩	禁止	農林部	民政移譲
III (1967~68)	自耕・自営・農企業	3町歩・企業農に緩和	規制	國會廢棄	國會廢棄
IV (1969~71)	自耕・農産法人	3町歩・法人に緩和	規制	共和黨	與黨保留
V (1971~77)	農民・農事組合	(上向調整)	制限	共和黨	與黨保留
VI (1978)	農民・農事組合	8町歩	許容	民主正黨	與黨保留

資料：韓國農村經濟研究院、「農地制度改善關係資料集」、第1~6輯、1983.

の禁止を主な内容として一九五〇年実施された。

この改革の枠組みを制度として定着させる為の法律が必要と考えた農林部（日本の省に当る）は一九五八年「農地法案」を作成した。しかし、この法案に対する学会や言論界の反対が激しく、政府はこの法案を撤回してしまった。学会や言論界では当時農地改革法が必要と考え革後の制度も保証すると考えていたためと思われる。

事実日本の最高裁に当る大法院も一九六〇年七月七日、農地改革法は小作地に対しても今後も繰り返し適用されるという判決を下し、制度法としての役割をはたすという見解をしめした（農林部農地局『農地ニ関スル大法院判決集』中一九六九年五一ページ）。しかしながら大法院は翌六一年七月一三日の判決において、上記判決を覆し、農地改革法は時限立法であり、適用は一回限りとするという解釈を示し、以後この解釈が定着することになった（同上書、上二三一ページ）。この結果韓国では、農地改革の成果を守る制度はないこととなり、小作地の保有、三町歩以上の所有等も何ら違法ではなくなった。

この問題と関連して、農林部は一九七三年に至り、農地改革法の自作地三町歩上限規定について法務部に問い合わせたのに対し、法務部はこの規定は農地改革の実施時のみに適用される分配制限であり、所有制限ではないという見解を示した（農村経済研究院『農地制度及ビ農地歩全ニ関スル調査研究』一九八四年、九一ページ）。

にもかかわらず、学会や言論界では依然として農地改革法が制度的な側面を持っているという考え方が強く、政府が新たに農地法を制定しようとするたびに、農民を守るという観点から強い反対がおこるということが繰り返されてきた。その経過は表一に示した。一九

六〇年代末からは農地の所有資格、その上限など法案の内容が経済状況の変化に応じて変化している。

二 小作地の増加

以上で述べた通り、韓国では農地制度が確立されない状態が続いだ。農地改革が一段落した一九五〇年代末期、全耕地に対する小作地の割合は八パーセント程度であったが、その後小作地が徐々に増加し、一九八八年には三四パーセント、七三万ヘクタールに達した。このうち約七〇パーセントが非農家の所有地と推定される。また、小作地所有者の構成は農家四〇パーセント、挙家離村者三〇パーセント、在村非農家一〇パーセント、都市の投機家一〇パーセントと推定が行われている。こうした結果、全農家の三分の二は自小作農となった。しかし、小作地の所有者は都市の投機家を除いて、労働力が減少したり、挙家離村した農民などで、農地改革前のように大規模な地主はいないし、小作料を目的としたものでもない点で改革前の地主とは異なっている。

一九六〇年代以来小作料は現物で五割と云われてきたが、近年は農地の借り入れ希望者が少なく休耕地がはじめ、しかも急速に増加しているという状況のもとで、小作料も水田で四〇パーセント、畠では二〇パーセントといわれている。

三 農地賃貸借管理法

小作地が全耕地の約三分の一に達した一九八六年末「農地賃貸借管理法」が制定された。この法律の主な内容は①書面による契約、②賃貸借期間は三年以上、③賃貸借料の上限は地域別、農地等級別、

作物別に市・郡条令で定めるなどであり、農地の賃貸借関係を規制するとともに、経営規模の拡大を狙つたものであった。しかし、却つて小農の規模拡大の妨げになるという理由で施行反対が強く、三年八ヶ月後の九〇〇年九月になって初めて施行された。この法律の効果はまだ不明である。

このほか韓国政府は農業振興地域の指定制度、土地購入資金の支援等により、二〇〇〇年までに経営規模を平均一・七ヘクタールに拡大する政策を推進している。

しかしながら、農地の均分相続制による分散、土地基盤整備の遅れ等があり、仮に規模拡大が実現してもそのメリットを引き出すことは容易でないと思われる。

おわりに

韓国は八五年のG五会議以後の有利な経済条件をフルに生かし、輸出を拡大し貿易黒字を実現した。九〇年代に入つて貿易は再度赤字になったがこの間IMF八条国移行（一九八八年）、GATT十一条国移行（一九九〇年）を実現した。アメリカに対する貿易黒字が急増したこともあり、アメリカから農産物市場の開放を強く迫られた。また、韓国政府内に於いても自由貿易論が強く農産物の市場開放も進んでいる。

若い労働力は都市に流出し、農繁期の労働力不足と労賃の上昇、農業後継者の減少（九一年の新卒後継者は四〇〇〇人）、農村青年の結婚難等が続いている。市場開放に伴い中国から山菜や胡麻、唐辛子、大蒜などの換金作物が輸入されるようになり、これも農民に打撃を与えていた。

こうした条件下で農民はますます農業経営の展望を持つことが困難になつており自殺に追い込まれる農民もでている。ガット・ウルグアイ・ラウンドが妥結すれば、農民は一層困難な立場に追い込まれることになる。韓国の農民、農業はいま大きな試練を迎える。

（久留米大学）

日韓漁村の社会・経済的構造と機能の比較考察

酒井 俊一

一、はじめに

ここにいう漁村の社会・経済的構造とは、特定の漁業村落における構成員の生産的及び非生産的活動と係わる複数集団が織りなす全体的構造をいう。

一九八二年に結成された日韓漁村社会・経済共同研究会主催により、以後一九八八年までの七年間にわたつて日本と韓国の延べ二百人の社会学・経済学及び民俗学・文化人類学各専攻の研究者が参加して、日韓漁村比較の共同研究が行われた。その全過程にわたつて体系的な研究活動がなされたわけではなかつたが、その一応の結果は益田庄三編『日韓漁村の比較研究』（一九九一（七三二ページ））に取りまとめられている。本誌には日本研究者十一名、韓国研究者十四名が寄稿し、社会編七章、経済編十章及び文化編七章から構成されている。ここでこれら各論文の全てを紹介することは出来ないが、表題との関連では、韓国全南대학교朴光淳教授（経済学）の「漁

業共同体——慶北巨逸洞と島根・笠浦地区を中心に——において示された大きな問題提起に注目したい。すなわち「なぜ、同じ東海

(日本海)の両岸に立地し、同一業種の漁業を営んでいるにもかかわらず、両国において漁業共同体の存在様態がこのように大きく違っているのである(?)。より具体的にいえば、同じ日本海に面する漁村でありながら、韓国漁村にはいわゆる村張り網の例がほとんどみられないにもかかわらず、どうして大きな資本主義的発展を遂げた日本漁村において村張り網を中心とした村落共同体的生産様式が存在しているのか、という極めて注目すべき指摘である。

朴教授はすでに『日韓合同同学術調査報告——鳥取県境港市・島根県美保関町——』第三輯(一九八五年)において同様の問題提起を行っている。その後も両国の事例を再調査して前記の見解を提示するに到つたものである。

なお、筆者も一九九一年の前掲誌上において「生活構造と社会構造」と言うテーマで日本と韓国それぞれ三事例漁村の生活構造と社会構造の比較考察を試みている。また、最近「日本組織におけるcommunication et cohésion sociale」という拙稿において、日韓漁村社会・経済共同研究会の一員として実施した京都府伊根町における伝統的漁村の社会構造と機能及び「丸紅」や「トヨタ自動車」等日本の巨大企業の組織構造と機能との共通性について仮説的論述を試みたことがあつた。しかしここでは、先ず朴光淳教授が漁業経済学的に示した漁村共同体の在り方に関する日韓漁村比較に関する注目すべき見解の要旨を紹介し、次いで、この問題とも係わる筆者の日韓漁村の水産社会学的比較考察結果についての意見を述べてみた。

二、日韓両国漁村における漁村共同体的状況の比較考察

朴教授は一九七三年夏以来十七年間に日本各地の漁村・漁港を一十箇所以上巡回調査した。その際の主な問題関心とは、「日本の漁村に遅く残存し、機能している漁業(村)共同体の存在様式を韓国にさぐってみよう」と試圖⁽⁶⁾したことにある。更にその学的意図を次のように述べている。「一般に、共同体は、前近代社会における諸生産様式の基盤を成すものから、近代化(産業化)と共に解体せざるを得ない社会経済制度というのが従来の共同体觀であった。もしそのとおりだとすれば、近代化が進展している日本における漁業共同体は韓国のそれに比べて当然、変質と分解の度が一層際立たなければならない。果たしてそうだろうか? 現実は必ずしもそうではないというのが長期間にわたる韓日両国漁村踏査の暫定的結論である。同教授が実際に注目した日本漁村の姿とは「その漁を営むには相当量の資本の投下を必要とする定置網、特に大敷網、落とし網のような大型定置網の共同(村張り)經營を基盤とする漁業共同体は、韓国においては、却って例外的存在であるのに反し、日本、特に日本海沿岸の漁村においては、ほとんど一般的な現象なのである」と述べている。朴教授が初めてこのような印象を受けたのは、おそらく故大津昭一郎と筆者が案内した福井県美浜町丹生地区の事例であつた⁽⁷⁾。すなわち同地区では、一九六五年に、原子力発電所が立地するまでは「ムラの次男以下の子女たちはムラの内部ではなく独立した生業⁽⁸⁾を持つことを禁止されてきた」という事実を指摘し、「この様なムラの規制が通用されると、いうところに日本の漁村における漁村共同体の強靭な存在が

確認される⁽¹⁾とも述べている。また特に丹生地区における村張り大敷網經營と係わる漁村共同体としての著しい村落共同体的規制に注目した。更に「定置網の共同經營を基盤として成立している共同体の存在は、丹生だけに限られる特殊現象ではなく、日本海及び玄海灘沿岸漁村においては多くみられる一般的現象である」と述べている。実際に朴教授の目に止まつたのは、島根県美保関町笠浦地区、京都府伊根町新井、及び同町蒲入地区、佐賀県唐津市神集島、長崎県対馬椎根地区などかなり多くの事例であつた。

一方、韓国においては「大敷網のような大型定置網は、漁港に君臨している漁業資本家達に占有され、一種の不在地主方式により經營されているのが一般的であり、その他、ムラに住んでいる数名の有志による組合式の漁業經營によるのが普遍的である。故に大敷網が設網されている漁村においては、別の共同經營が兼営されていなかぎり漁業共同体は、すでに分解され、無くなつたか、または分解直前の、大変弛緩された形態で残存しているのが現実である」と述べている。このような事実は朴教授が在住する全羅南道の数多くの漁村だけでなく、日韓漁村社会・経済共同研究会の事例調査地においても確認された事実であった。

更に日本の事例調査地である島根県笠浦の場合は、「①漁に直接参加する従業員の選定においてムラの人々が優先的に選定されるという事実、②漁獲高から笠浦の鎮守の神を祀る日御崎神社の維持費を始めとするムラの共同経費を先ず支弁したのち、③残額を個別に均分しているという事実、及び、④村民が家宅(heredium)を処分して他地に転居するときは、持ち分を譲渡できず、一切の権利がムラ(組合)に帰属するが、もし、家宅をそのまま残し、そこに老人

でも住んでおれば、他の組合員と平等に待遇しているという諸事実を勘案してみれば、たやすく推察できるのであることを指摘している。

また同地区において、村張り大敷網の經營が実施される直前である昭和三十四(一九五九)年一月の民産等級(区費負担の階層別等級表)は十二等級にも分かれていだが、実施直後の昭和三十五(一九六〇)年の民産等級は七等級に縮小され、中層肥大傾向が著しくなり、ついに昭和六十二(一九八七)年には、全層均一負担となり、階層格差がなくなつてしまつた経過に注目した。さて、韓國慶尚北道蔚珍郡厚浦面巨逸洞の大型定置網は、一九七〇年に導入されたが、その經營は特定個人によるものであった。その後不漁つづきで網を撤収したが、その免許を譲り受けたものも十二名の漁師たちであつて、洞(ムラ)ではなかつた。出漁の際の祭事もムラは全く係わらず、船主あるいは網元の主催でおこなわれる。また、共同漁場の本来の所有者といえるムラやムラの人々に対しても、何の代償もない。従つてその經營は、始めから村張りの共同經營ではなく、ある程度の賃金と労働力を持つていてる部落内の有志階層による協業經營の形式による當為であった。その将来は再び地区内の特定資産家の手に委ねられ、却つて漁場共同体の変質・分解の度を加速する懸念さえある⁽¹⁶⁾。近くの箕城里の場合、漁村契員の全員が参加しているが、漁村契員そのものが部落全所帯(二百十四)の五六%にすぎず、ムラと全然関係ない大邱在住のプローカー三名がそれに加わつており、共同体とは関連の薄いものとなつてゐる。また全羅南道全域についてみても、道が免許した定置網七十一件の殆んどが個人經營(六十一件)と協業で、結局「韓国においては、東西海岸の

何處においても、ムラの全村民が揃って汎部落的に、村張りで協同經營している事例はほとんど無いといつても過言ではないと述べて(18)いる。結局、朴教授は、「漁業共同体の存立・分解の度は、当該漁業への資本の投下度と正比例するとは限らないし、却ってそれを取りまく社会の歴史的・社会文化的背景、経済（生業）構造、及び住民の集団意識と態度の差に大きく依存するのではないか」という事実であると結び、既存の村落共同体論に関する西欧の学説に対する懷疑的見解を示している。

同じ日韓漁村社会・経済共同研究会のメンバーの一人である金成国金山大学校教授（社会学）も「韓国と日本を比較してみると、いろいろな対照的特徴が現れる。そのうちでも特に重要なのは、日本では制度的に地方自治制が実施されており、また、日本人は集団志向性（group orientation）が強いということである」ことを指摘している。この様に朴、金両教授が等しく注目している日本社会ないし日本人の集団的性格の実体とはいつたいなんであろうか。金教授は「韓国でも地契共同体の集団生活は、（契）、（洞祭）、（堂祭）、（山祭）などを通じて維持されてきた。けれどもこのようない集団活動は家族主義的閉鎖性を克服するほど強力な集団志向性をもつものではなかつた」と述べている。この発言は「中国や韓国と異なり、日本では血統を基盤とする親族よりも、家口（世帯）や、村落のような社会経済的単位を中心とする経済的共同体の意味がもつと重視されてきた」と中根千枝の指摘も援用している。

更に同じ日韓漁村社会・経済共同研究会の一員、崔正銳釜山水産大学校教授は、日本の漁業協同組合の第一の特徴として、その多くが、部落単位の小区域主義に支配されている事実をあげている。第

二には、この事実との関連で組合業務区域の狭小性を指摘し、更に三番目の特徴として、高い組合加入率を挙げている。これらの指摘を日本の実際的状況に当てはめれば、一つの漁村に一つの漁業協同組合を持っている例が多いという事実とパラレルに理解することが出来よう。筆者と故大津昭一郎との共同で一九七七年に水産庁漁港部の漁港集落関連諸資料による分析結果によれば、一つの漁業集落に一つの地区漁業集落と一つの専用漁港があり、かつ漁村名と地区漁業協同組合名及び漁港名が同じである漁村数は、全国で六百二であり、合計漁港集落数四千七百八十一二・六%を占めていた。⁽²⁷⁾また、手元の資料によれば、一九八四年現在、沿海地区出資漁業協同組合のうちで、旧市町村未満を管轄範囲とする組合数は、全国で八百九十四であり、総数二千百三十六の四一・〇%を占めていた。⁽²⁸⁾このように我が国の地区漁業組合の中に旧村（概ね旧藩政村）単位のものが多く含まれているのは、藩政時代における一村一専有漁場の例が多かった事によるものである。各漁家（家）はこのような漁村（村）の共同生産基盤にもとづく村の共同生産組織の中でそれぞれの家業（漁業）を遂行していくわけである。従って近世以降の村（漁村）単位の共同生産組織に家の家業生産組織も密接不可分の様式で構造化されていたという伝統的歴史的事実の認識は重要であろう。このような日本の村と家との相互関連性の特徴的側面をより明確に理解するためには、韓国村落（漁村を含む）の研究成果を吟味して、比較検討する作業が必要となる。

三、日韓村落（漁村を含む）の家族及び家族相互間の関係に関する比較研究の主な成果

(1) 家族

日韓村落の「家」家族比較について、まず泉靖一（『濟州島』東京大学出版会一九六六年）における韓国村落家族に関する一連の指摘（以下カッコ内数字はページ数を示す）が注目される。「女たちはどんなに忙しくても男たちは手伝わない。手伝うと軽蔑される（一一四）、同じ家族員でも誰が採った（海草）か個人別に積み上げる部落もある（一一六）、漁業収入も夫と妻で別々に管理している（一二六）、夫婦の生活に統一性がない（一三九）、墓も個人別に土葬される（一四七）、濟州の家族は日本の都市のそれに似ている（一四五）など日本の家の場合に比べ家族構成員の個別性が著しい事実を指摘している。未成道夫（『東浦の村と祭り——韓國漁村調査報告——』、聖心女子大学『聖心女子大学論叢』五九号一九八一年）も、韓国の家族と日本の家との比較について次のように論及している。「家族と特定の家屋ないし屋敷との結びつきが弱く、日本の屋敷神に相当する基主等があるけれども、その神はその時点での家屋の居住者のみ守護し、社会単位としての家固有のものではなく、日本の屋号に相当するものも存在しない（同書pp一五九—一六〇）と家族と家屋とのつながりの薄さを指摘し、何か不運がつづくと他へ移住するなどと相対的に土地定着性が乏しい事実に言及し、そのため近隣関係や地域集団の凝集性も阻まれ、物や労力の長期的交換を伴うような機能も持ちえない（同書pp一一六）と述べている。また伊藤亜人（『契システムにみられる chinhan sai の分析』日本民族学会『民俗学研究』四一巻四号一九七七年）も「家は高い石垣で囲まれているため物理的に外界と遮断されているばかりでなく、生活単位としても著しい独立性がみられ、隣接世帯の間でも壁越しの communica-

tion が極めて少なく、閉鎖的生活空間を形成している（同書p二八五）」と述べている。

日本の家との比較で、更に注目されるのは丸山孝一・江嶋修作（『移民と社会構造——金陽里の場合——野口隆編『移民と文化変容』日本学術振興会、一九七六年）における「非血縁者が同居して、同一家族または世帯を構成する事例はなかった（同書p一六〇）」との指摘である。このような韓国家族の血縁主義的性格は、特に父系血縁重視の思想を背景とするものである。それだけに男子遠好思想が顕著である。即ち李光圭（『韓国家族の構造分析』服部民夫訳図書刊行会、一九七八、p一九五）、崔在律（『韓國漁村の役割構造比較研究』日韓漁村社会・経済共同研究会編『日韓合同学術調査報告』第三輯（以下『日韓調査報告3』と略記一九八五年、p一四五）、鷗陸奥彦（『韓國農村事情——儒の国に生きる人々の生活誌』PHP研究所、一九八五年、pp一七六—一七七）、崔吉城（『宗教と儀礼』伊藤亜人編『もとと知りたい韓国』弘文堂、一九八五年、pp一五七—一五八）等韓国家族の男子選好思想の強さに関する具体的な指摘例は少ない。そのため韓国村落家族員の性別構成をみると、男子数の多い家族の比率が高いという事実にも結びついている（拙稿「生活構造と社会構造」益田庄三編『日韓漁村の比較研究』行路社、一九九一年、p三八参照）。

韓国家族における相続の三様式（祭祀相続、財産相続、戸主相続）については服部民夫（『韓國と日本の家族についての一観角——崔在錫『韓國農村社会研究』をめぐって』経済研究所『アジア経済』一七巻三号、一九七六年、p八二）において詳しく論じている。また相続と密接に関連する隣居制度については、その有り無し、地域差

に関する議論も含めて、李光圭（前掲書）「四八」「五四」、松本誠一（東海岸狗岸コルメギ洞神祭と洞組織）、「日韓調査報告」（二四五および「民範調査と隠居」）『韓』一〇七号、一九八七年、p.一四七「一五」九に詳しい。これらの論説では、韓国家族において隠居慣行が稀である旨が主として論じられているが、それは父親を含む両親との、同居世帯比率の少なさの指摘（前掲拙稿、p.三九）の制度的背景ともみられる事実といえる。

（2）家族間関係

日本の家相互間と比較した韓国家族相互間の関係の特徴について、は、いくつかの指摘例がある。まず相対的な関係の薄さについて、

未成道夫は、近隣関係（前掲書、一九七）姻戚関係（特に嫁の実家と婚家相互間、同p.一六二）のいずれもが日本の同じ関係に比べ相手家族数が概して少なく、実家と婚家相互間は避け合う傾向さえみられるという。また関係の相対的短期性ないし、非永続性の指摘例も少くない（未成道夫、前掲書p.一〇一、泉靖一、前掲書p.一〇八及び拙稿「日韓漁村の集団性に関する比較考察——慶尚南道統富郡道上面水月一里の事例から——」『日韓調査報告』一九八八年、p.一八二等）更に韓国村落の家族間関係は、各種の親睦契など、年齢階層別に、即ち同年代の世帯主相互間に形成されるケースが多いという指摘例（前掲拙稿、一九九一年、p.四七）とも併せ考えると、それら多くの家族間関係は世帯主の死亡によって解消される可能性が強く、従つて相対的な非永続性にも結びつくことになる。また伊藤亜人は「契への参加は個人を主体とする人間関係にもとづき、門中成員や近隣関係など特定の固定的社会関係によらない（伊藤亜人、前掲書、p.一九〇）」と述べているが、同様の見解は未成道夫（前掲

書、p.九九）にも認める事ができる。この事実は、後述の親睦関係の個人的性格とも結びつき、更に前述のような家族内労働の個別性とその理念的背景を同じくするものであろう。これはまた、家族間関係の相対的個別性とも関連するものと思われ、未成は「近隣関係 자체がある程度義務的に様式化しているところがなく、個人的関係によって近くも遠くもなりうる（前掲書、p.一九七）」とその理由を述べているが、これは伊藤亜人の「隣接する者といえども、むしろ互いに不干涉に近い独立性が保たれ、地域的segmentが形成されていはない（前掲書、p.二九四）」との指摘とも結びつく事実であろう。

現代日本の漁村においては地区内にある姻戚相互の共同労働関係形成例は依然として少なくないが、韓国漁村では、サドン家（嫁の実家）とは相互に避け合い、それがひいては地区内婚率の少ない事実の有力な背景ともなっている（未成道夫、前掲書、p.一六二）。筆者が調査した事例でも、地区内サドン家との農業や漁業の共同関係形成例は認められなかった（拙稿、前掲書、一九九一年、p.四一）。なおこの地区内婚については、両班層において常民や賤民層のそれより低い事、農村が漁村より低い事実が指摘されている（津波高志「濟州島の通婚圈」杉山晃一、桜井哲男編『韓国社会の文化人類学』弘文堂、一九九〇年、p.七四）。これは「同本同姓不婚（先祖の発祥地または長期間滞在地など、縁のあつた地名を同じくする同姓家族相互間は、同一父系血縁関係にあると見なされ、法律上もその婚姻が禁止されている）」の儒教的規範とも深く係わる事実である。即ち、このような外婚制の規範が強く作用している両班層において、同本同姓不婚の規制が強く作用していることにより、地区内婚率が

低く抑えられている。

韓国村落にある多くのその形成例がみられる「契」については鈴木栄太郎も大いに注目して、韓国の契と日本の「講」を比較し、そのことによって両国村落の性格の異同を比較的明らかにすることができるようと思われる（『鈴木栄太郎著作集V—朝鮮農村社会の研究』一未来社、一九七三年、p五四）とまで述べている。朝鮮の契については、鈴木以前にも善生永助の業績がある（『朝鮮の契』『朝鮮総督府調査資料一七集』一九二六年）。同書によれば、當時百七十七種もの多様な契があったと報告している（同書、p六）が、ここではそれらの詳細は割愛しなければならない。戦後も伊藤亞人の前掲書の他に宮原児一「朝鮮の契についての一考察—宗教的機能を中心として—」（大塚史学会『史潮』五〇号、一九五三年、pp一四二三）の他、韓国社会に関する文献のほとんどに契の論述が含まれている。契についての最も社会学的な定義としては、崔在律の「契とはある特定の目的を共同する人達が集まって集団を組織して共同の事業基金を捻出利殖して目的事業を遂行する自主自由的社会集団である（『韓国之契』一九八八年、p一）」を挙げておく。韓国の契は、概して個人単位で結成され（杉山晃一「韓國農村瞥見—社会と宗教の諸側面」一東北大学日本文化研究所『日本文化研究所研究報告』一五集、一九七九年、pp一二六—二七）、また里洞を越えて組織されるケースもあり、（鈴木栄太郎前掲書、p一二四）、かつ特に個人の任意加盟による契の場合、発生と消滅や再編成を繰り返し、永続性をもたない（伊藤亞人「韓國農村社会における契—全羅南道珍島農村の事例一』『東京大学東洋文化研究所紀要』第七一冊、一九七七年、pp二〇五—二〇六）という指摘もある。勿論、後述のような同じ門中（同

姓族）の派ごとに結成されている門中契や宗親契は事実上家族单位で結成され、比較的永続的な契であるが、居住異動例が多いことからその構成員は必ずしも固定していない。漁業ブラン（ゆい）参加世帯の中に漁村契（日本の地区漁業協同組合に相当）未加入者を含むなど、家族間協同関係の系と村落レベル共同組織の系とが不一致のケースもある（前掲拙稿、一九九一年、p四五）。

（なお当日の報告では、他に「日韓村落における同族の異同をめぐって」と「村落社会構造と機能の比較考察」についてふれたが、枚数の都合で省略する）。

（注）

（1）朴光淳「漁業共同体—慶北巨逸洞と島根・笠浦地区を中心にして—」益田庄三編『日韓漁村の比較研究』行路社、一九九一年 p四二五

（2）朴光淳「日本海における漁業共同体の存立状態—島根・笠浦の事例—」日韓漁村社会・経済共同研究会編『日韓合同学術調査報告—島根県境港市・島根県美保関町—』第三輯（以下『日韓調査報告書』）と略記一九八五年 p八

（3）「日韓漁村の比較研究」pp四四一五六

（4）酒井俊二「日本組織における communication と cohesion sociale」⁽¹⁾、⁽²⁾滋賀大学教育学部『滋賀大学教育学部紀要、人文科学・社会科学・教育科学』四一号、一九九一年 pp二二〇二二二三三八

（5）ここにいう水産社会学とは、概ね水産業組織の社会学である。

（6）朴光淳注(1)前掲書、p四二二

(7) 同上 p.四〇三

(8) 同上 p.四〇三

(9) 同上 p.四〇三

(10) (11) 同上 p.四〇三

(12) (13) 同上 p.四〇三

(14) 同上 p.四〇三

(15) 同上 p.四〇三

(16) (17) 同上 p.四〇三

(18) 同上 p.四〇七

(19) そのほか、日韓漁村社会・経済共同研究会のメンバーの一人である釜山水産大学校朴九教授（経済学）も日本の村張り網に注目している（「伊根における定置網漁場の利用形態」『日韓調査報告書五』pp.五十一～五十七）。

(20) 『日韓漁村の比較研究』p.四〇七

(21) (22) (23) (24) 金成国「伊根町の社会組織に関する一考察」『日韓調查報告書四』p.一一一七

(24) Nakane, Chie (1970) Japanese Society, Middle England; Penguin Book

(25) 崔正銘「水産經濟構造の比較」「日韓漁村の比較研究」p.四〇四

(26) 水産庁「漁港集落概況調査」同「漁港の港勢集」同「漁港一覧」(各一九七七年)

(27) 大津昭一郎・酒井俊一「七〇年代漁村の変容過程からみた八〇年代漁村の展望」西日本漁業経済学会編『西日本漁業経済論集』第一二一巻（一九八一年）p.一一一

(28) 水産庁、「水産業協同組合統計表」（昭和五九年度）一九八六年

p.4

【収録文献】

第一報告 桜井 浩 「韓国の農地制度と農業問題」

本報告においては、はじめに韓国農業の概要の説明がなされた後、農地制度の戦後の変遷をふまえ、土地利用型農業経営の困難、海外農業との競争という基本問題につながる詳細な説明があった。

討論においては、まず最初に、韓国における農業変容の関わりについて質疑がなされた。まず、小作地の急速な増加がみられるが、それは農民・農家が急速に減少したこと、農村の兼業機会の少なさによることが示された。次に、休耕地の増加については、対前年比六〇%ずつの割合で増加しており、しかも山間地だけでなく、平坦地でも増加していること。それは、現物五〇%といわれる小作料、ねよび高齢化に伴う借り手の減少、女性労働力の増加など、結果的に休耕地の増加につながることが示された。

次に、農工商間均衡の問題について。韓国では六〇年代の末頃に農工商間の所得格差がもともと大きくなり、都市住民に比べて七割くらいであったが、政府による米価引き上げや、高収量品種である「統一米」の栽培による所得の上昇がみられ、七〇年代中ごろにはほぼ均衡した。しかし、その後米価の引き上げは困難になり、「統一米」からの消費者離れもあって、八〇年代に入つてからまた格差が広がった。それは、農家の生活水準の上昇、教育費の上昇による農家

負債の増大を引き起こし、八〇年代の後半では、六〇年代末期と同じ程度の農工間格差が生じた。これらの点について、報告書からは、韓国の農業政策にはきめ細かさがかかるのでは、との指摘があった。

第二報告 洒井 俊一「日韓漁村の社会・経済的構造と機能の比較的考察」

本報告では、報告者自身が参加した日韓研究者の共同研究の成果をふまえて、日韓漁村の経済・社会構造、同族・村落社会構造、生活構造と社会構造の三点にわたる比較考察がなされた。

本報告における質疑においては、日韓比較を行う方法論的問題についての議論が集中的に行われた。はじめに司会者（中野 卓）から、日本の漁村においては明治新政府が江戸時代の旧村以来の漁業権をそのまま認めてきたために、漁業經營における村の持つ重要性が継続性をもってきた。韓国においては、李王朝以来の漁業制度、村落制度と、日韓併合以来の朝鮮総督府の漁業制度・村落制度などのようなものであったのかを、抑えることが重要であるとの指摘がなされた。それに対して、報告者からは、漁村については明らかな資料がないことを前提に、農村においては、日本に比べて封建制度が緩やかであったこと。したがって、税徴収については、李王朝から土地を与えた地主が、それに対する貢納として納税するシステムがとられていていたので、日本の村落とはその性格を異にすることが説明された。

つぎに、日韓の比較をする際の宗教的要因についての議論がなされた。報告者が韓国における儒教的規範の強さについての指摘があったが、それについて、六〇年代以降の急速なキリスト教受容と関わりが指摘された。それに対して、報告者からは、かつての支配階級である両班階層の人たちにおいては儒教との結びつきが強いが、権力構造から疎外された人たち、つまり小作層や女性達の間にキリスト教との結びつきが強いこと、また、村落においても、若い世代にキリスト教が多い。それは、日本と比べて個人主義的性格がより強いのでキリスト教受容が多いとの見解が出された。

討論全体を通して、日韓比較を行う際の基本的視座の明確化の必要性が強調された。一つには、日韓の歴史的展開の独立性への考慮である。とくに、韓国においては日韓併合と戦後の解放という、二つの歴史的エポックがありながら、その前後の時代との相違・関連が（資料的制約という問題はあるが）十分には進められていないこと。とくに、第二報告の司会の中野卓会員からは「同族団」という術語が採用された歴史的経緯（日本の同族と韓国の「門中」との違い）への配慮が強調された。二つ目は、たんに日韓の差異にばかり目を向けるのではなく、現在の日本の農村・農業の状況に対する冷静な認識をまずもって、そのうえで国際比較へと目を向ける必要性があるということが強調された。

最後に、河村委会から、日韓の比較を行った際には、マクロレベルでは共通項を多くもつのに比べて、ミクロレベルでの相違が目だつ。両者をリンクするものがなにか、それを今年度の大会を通して明らかにしたいとのまとめがあつて、第二回研究会を終了した。

余賀の丑した本

『倉敷・水島——日本資本主義の展開と都市社会』

(東 信堂、一九九一年)

(入金)
Keiko Tanaka.

本書は、布施鉄治教授をリーダーとする研究グループの総力をあげた都市社会形成と展開に関する大作である。周知の通り、本書で

対象となっている地域は、第一次全国総合開発計画で田舎された「拠点開発」としての新産業都市建設促進法(六二年)の指定を受けた地域であり、その意味では、本書は新産都市盛衰の現時点での総括として読むこともできよう。しかし、本書の圧巻は、地域の歴史

的形成(織維工業段階から重化学工業段階に至る)の中で、諸個人の生産・労働—生活過程を照射し、実に詳細なモノグラフにまとめて

いる点である。企業・組織・階級・階層、都市・農村、地域社会(町内会)・家族等が個別的にではなく、総合的に説明・分析され、この

ような展開は、地域調査研究の目指すべき一つの方向として、教えられるところが多い。その内容について、いじりで詳細に触れることができないのが、非常に残念である。

尚、共同研究を遂行することに伴う困難さを感じている筆者は、先の炭鉱都市夕張の調査研究に続いて、今回の御仕事の成就に心から敬意を表したい。

(橋本 和幸)

余賀異動

(退金)

高橋正郎

(所属変更)
蓮見音彦 東京学芸大学